

土とふるさとの文学全集

7



土とふるさとの文学全集

7

記録の目と心



記録の目と心

昭和五十一年七月二十日 発行

編集人

臼井 吉見
小田切 秀雄
瀬沼 茂樹
水上 勉
和田 傳

発行者 高橋 芳郎

東京都新宿区市谷船河原町十一 (〒162)

発行所 法人 家の光協会 ©

電話 (260) 三一五一 (大代表)

振替 東京 5 | 4 7 2 4

印刷 大文堂印刷株式会社
製本 製本株式会社

土とふるさとの文学全集 ⑦

蓆簾群馬嘶

彩霞園柳香 5

谷中村滅亡史

荒畑寒村 23

転機

伊藤野枝 77

当なし行脚

堺 利彦 102

飢餓地帯を歩く

下村千秋 120

村里生活記

結城哀草果 132

日蔭の村

石川達三 151

土に叫ぶ

松田甚次郎 242

土と戦ふ

菅野正男 272

百姓記

吉植 庄亮 284

女の一生

丸岡 秀子 299

院長日記

若月 俊一 312

農村の母の歴史

和田 金次・竹内義長編 327

農民哀史

澁谷 定輔 348

根に挑む

佐藤藤三郎・金 一治 406

対談・アイヌ

鳩澤 佐美夫 424

小繋事件の農民たち

篠崎 五六 444

日本の「村」再考

山下 惣一 483

解説

佐々木基一
南雲道雄

510

年譜

532

装丁

伊藤 憲治

編集協力

南雲 道雄

葦山 圭介

赤星虎次郎

薙むしろ簾ばた群ぐん馬ま嘶いななき

彩霞園 柳香

薙簾群馬嘶 初編

咲いた櫻になぜ駒繫ぐ、駒がいさめば花が散ると、花を傷むる風流男ならねど、書肆が需めに乗出した中野原野に群馬の嘶、まだ／＼拙稿手綱さばき、腹帯めめても佳興大坪流の曲乗は、熟せぬ編輯に過ぎたる業と、確固鍛に取着て危い初編の鞍にまたがり、何うやら拍子に、乗が來て、三編の讀切までやすまず駈出す趣向は出來たが、看客諸君から尻懸へ鞭を當られ、面懸に恥を書くまで泥障に乗り、たゞ御愛顧を力草と、夜間爲業に金松堂から迫立られてのばしやく合せ、櫻の様に美しく發兌冊子の前後錯雜の台巻もの、不風流にも固辭付た序文を自ら書こと爾り。

馬車の往來を詠めながら

竹川町の煉瓦室にて

明治十四年四月午の日

卷の上

彩霞園柳香誌

一大噓を吠えて萬犬實に鳴くの道理、往古より今世に至るまで良もすれば無智頑蒙の徒を煽動し、其舉に乗じて己が不平の積鬱を散ぜんとするの輩、枚舉するに遑あらず。近くは越後の月岡帶刀のごとき、其他紀州の兒玉、三重、茨城、福岡杯の農民暴動に至りては何れも政府に抗じて不軌を企謀の奸惡なり。これには反して眞に義民の名に空しからず、身を犠牲にして頑民を制し、衆庶を救ふに至りたる那の佐倉宗吾の輩は、また比類なき者なるべく、近年の一揆暴舉と唱ふるは、愈口實にするところと其學同じからざるは、所謂一大の噓を實につたへて鳴くが如く、其愚や笑ふべし、其情や憐むべきのみ。茲に明治十四年三月初旬、東京の西北四十餘里を距る群馬縣（上州前橋）下、西群馬郡にて、同郡中四十八ヶ村の者共が榛名山の麓に集合し、穩かならぬ動靜にて、同縣の大書記官はじめ警部屬官も出張の上、既に高崎の鎮臺分營へ應援出兵を言遣られし程なりし。井もこの一揆の濫觴を聞に、榛名山の麓、字中野といへるは茫漠たる原野にして、舊幕施政の數百年前より、八十一ヶ村入會の地としてこれを秣場とし、八十一ヶ村のうち松の澤村外五ヶ村を野附六ヶ村と稱し、西明屋村外十二ヶ村を判元十三ヶ村と稱し、濱川村外六十一ヶ村を札下六ヶ村といへり（判元は毎年切符を制し、札下村々へ賣渡し、其金を以て秣永を貢納す。札下村々は判元の切符なければ秣場に立入る事を得ず。是判元、札下の稱呼ある所以なり）。然れども野付、判元十九ヶ村の共有といふにもあらず、官民有の區分曖昧にして數百年を経過せしが、明治八年に至り判元、札下等の名稱を廢

し、金數、平村を加へ、都合八十二ヶ村の秣場となり、熊ヶ谷縣廳より更改て秣税金百六十八圓九十八錢を課せられしより、代るく年番を立て、その税金を八十二ヶ村の戸數、人口、草高に割付け、徴收上納する事とはなりぬ。此時數百年の舊慣一變して、明治九年地租改正、實地測量の舉あるに及んで、野付松の澤村の地先四十八町步、同村地内の官有地となる（元祿度、舊政府裁許済繪圖に據るといへど、眞に然るや否やはしらず）。明治十一年部分木條例頒布により、松の澤村清水某の目論見を以て、夫の四十八町步へ部分木を植付んとして、故障の有無を四隣に問ふに（四隣は舊野付五ヶ村なり）、善地村外三ヶ村は故障なき證印を捺したれども、白岩村の濱名梅五郎は肯て證印せざりしが、終に三ヶ村のみ證印のまゝにて、其時の區長下田連藏より進達になりしが、舊札下村より頻りに苦情起りしかば、下田氏も困じ果て、入會秣場部分木仕立願書は残らず願ひ下しが、此時松の澤の分のみ却下になりしかば、地租改正の時一村持の名義に改まり、入會の名義にあらざればなり。維、明治十一年十一月の事にして、翌十二年一月松の澤村の部分木許可になり、標杭を建てしかば、組合の村々が快からぬ事に思ひ、此度の騷亂を惹起す基とはなりぬ。然れどもその不平の心は各村の農民が胸に秘藏て云されど、寄と集るとこの風評に二年餘りを過せしが、茲に同郡三ツ寺村の眞鹽紋彌と云へるは、幼年より漢書に眼をさらし、維新の後歐米各國の事情を傳聞してより、常に自主自由の貴重なるを洞察し、人に語るにまた卑屈に安んぜざらん事を述べ、壓制の下には一日も甘んじて居るべからざるを説きしゆゑ、自然と郡中に其名を知られ、公私ともに事あるときは眞鹽が許に來てその裁斷を尋問ひ、最も人望もありたるより、中野秣場の一條も無智昧の老百姓は折々眞鹽が所存を聞し

に、今度松の澤村の部分木許可になりしは太甚その當を得ぬ事にて、我々も不平に堪へざれど、不都合の舉動あるときは却つて願意を達する事なく、法を背くの恐れあれば陰に嘆息するのみなりと、話を聞より、大勢は、三ツ寺村の旦那でさへ今度の事は氣に適ぬとお話しをなさつたからは、私等が腹におちぬは道理、何でも一同云合せ松の澤村の奴原に泡を吹かせて腹を愈うと、それと互に云はねども折があらばと思ひしに、明治十三年十月十五日、當日はいとゞ空齋て、樹々は紅葉に染わけつ。弛む季候に乗ぜしにや、誰發言をする事なきに、中野原野へ五人より十人よりて、部分木の不平を茲に唱へしより、翌十六日には早四五百人も集まり、十八日の拂曉には千有餘人の人數となり、鉦に辨當を腰につけ、イデ今日こそは松の澤村の鼻を飽して遣るが宜いと、どつとあげたる鯨の聲々ともろともに、部分木を伐倒しに懸りしかば、恚と聞より松の澤村の農民等は、おどろき俄かに人を呼集め、この亂暴をさせまじと一統出でて防げども、衆寡争でか敵すべき、遂々部分木五分の一を伐採されるに至りしにぞ、直ちに此の趣きを警察官へ届け出で、警部、巡查、郡吏等も出張のうへ制さるれど、中々聞くべき動靜もなく、警部、郡吏を罵りしりて只喧すしく騒ぎ立けり。

卷の中

中野原野へ集合せし頑民共は、警部、巡查が制する辭を耳にも入れず、イザ此上は區長に會て詰問せんと、一同は原野より追々繰出し、箕輪の城趾、字城渥鎖口にて人數を揃へ、西明屋村に入り、翌十九日は濱川村字道場の來迎精舎に會屯し、明る廿日を待て松の澤村浸地の意を問ひ、その返答によつては身を棄てても事をなさんと、眞々騒ぎて鎖鎖

べき動靜も更になかりしが、同郡棟高村の縣會議員志村彪三氏がこの騒ぎを聞きうち驚き、コハ捨ておかれぬ由々しき事なり。疾く鎮撫をせざるときは大事に及ぶも知れがたしと、心を痛める折からに、同じ思ひに胸をいためる同舊郡長下田連藏氏が子息純一郎氏が、これも鎮撫をせんものと志村氏方へ入り來り、面會をして双方の和議を結ばん心底を彪三氏へ語られしに、其事にて拙者もいとど心を勞せしが、貴下もともに奔走なし、彼我の間を周旋なしなば、和議整はぬ事はあるまじ。殊にこの事を煽動するは、察する處三ツ寺村の眞鹽紋彌が應援なるべし。然れば紋彌に對面して和議を解なば、彼も又口に名義を飾るものゆゑ、理に伏して承諾せん。イザ是より同行して來迎精舎に至らんと、打連れだちて濱川村の頑民が屯集せし道場に至りつゝ、兩人とも名刺を出し、眞鹽氏に面會したしと言入てうち通り、書院に入て待間程なく立出る眞鹽紋彌、兩人を見るより頭を下げ、これは／＼思ひがけぬ御兩君の御出、御見聞の如くこの度は制せど止らぬ勢ひに、止事を得ず當所まで出張は至せしかど、上への聞えを恐るゝゆゑ力を極めて制しをれりと、辭を聞くより彪三氏、席を進めて扱云やう、無智頑蒙の一心より、秣場の處置につき不當の事がありしとて、前後を顧ざるの學ばざる徒のある憤ひ、情實を察すれば敢て咎むる程でもなければ、貴下は當郡中にても望をよする身の上、今度の如き舉あるときは飽まで制し止むるが本意と存ぜらるゝなるべし。されど今日までの舉動は是非なし。たゞ此上は穩便に鎮むるが肝要なれば、不肖なれども我々へこの仲裁を任せなれば、貴下を初め一統の精神貫徹致すやう盡力いたさん存念なり。この義貴下より小前の衆へ得心させて仲裁を任せ玉へと、理を説て和議を勧むる兩人が辭に、紋彌は歡喜で、それこそ拙者が望むところ、及ばずながら一統は、

我／＼總代のものどもより説諭いたして引拂はさん。唯此うへは貴下兩公の賢慮をもつて、一統の意を安んずる計らひを偏に願ふ處なりと、承諾したる紋彌が辭に、兩人はほと／＼歡びて、さらば是より松の澤村の總代を説諭なし、國安穩の計らひを及ばずながら盡力せんと、同場を立出て郡長下田連藏氏に眞鹽が所存を告たるうへ、松の澤村の總代柏木長兵衛を呼び寄せ、懇々説諭したりしに、同村にてはもとより事を好むにあらずと、一統志下の仰せには背きませぬとの誓紙を書き、取扱ひを頼みしかば、志村、下田はこれを聞より又も來迎精舎へ至り、中野原野へ松の澤村より植つけたる部分木は願ひ下げのうへ、八十二ヶ村にて伐採り、その趾地は舊の如く秣場とする事にせんと、全く言分の立たる斗らひなれば、眞鹽をはじめ一統は殊の外歡びつ、厚く兩人が勞をねぎらひ、同年十一月五日は上芝村にて和解の宴を開くことに決し、中野原野は地形により、八十二ヶ村を區分聯合して總代を立て、茲に和解を結びたるその約定書は左のごとし。一、本部北部榛名山つゞき官有秣場、中野、稱城中に、入會村のうち松の澤村清水勇造外七名、該村官有地と誤謬し、部分木成規に基づき、去る明治十一年八月十二日、本縣長官の許可を乞ひ、則ち翌十二年一月廿二日許可を受け、次で雜木插付育木を待て、不圖本年十月十五日より十八日に至る間、入會各村衆庶に於ては、素より中野秣場中入地へ松の澤村にて部分木となすを憤はり、下草刈、拂ひと名づけ衆庶山入りするを、松の澤村伍長その筋へ届け出候處、其内扱人立入り、且各村人民及び戸長等惣代人に相立ち、和解左の如し。第一條松の澤村清水勇造外七名に於て、反別四十八ヶ町餘歩の地は、全く官有秣場を該村官地と誤り候につき取消申すべき事。第二條是まで部分木と稱し育成候木品は、願ひ下げお許可の上は入會各村にて伐

卷の下

探申すべき事。第三條松の澤村にて中野秣場を誤謬して改正地引簿に記載候義は全たく有心無之、今日判然候上は各村人民に於て不問に置申べき事。第四條各村内山入秣場へ、部分木地を設け候を憤はり刈取候故、衆人の内誤まつて松の澤村人民所有地へ刈入れ候義有之候とも、第三條の如く不問に置申べき事。但し向後人民所有の地へ刈入り候義決して致すまじき事。第五條舊野付各村に於て、松の澤村部分木地へ故障無之連署證書をさし出すも、全く入會各村代理名稱なきにつき、今回和解相整ふうへは、各村に於て以降彼は苦情申まじき事。第六條今回の費用金は互費となし、別會用はその時々適宜たるべき事。右和解相整ふうへは發覺より今日までの隔意和融し、更に部分木地分界取調への義は、一和商議のうへ宜しきに從がひ取斗ひ申すべく候。依之、連署如件」と、斯く秣場組合を十一分して、聯合總代十八人を定め、更に惣代中より大惣代一名（眞鹽紋彌當選）、戸長總代三名を選擧し、中裁二人と共に縣廳、郡役所又は地元松の澤村等へ奔走して、和解の端緒漸く開き、集合せし農民は廿日に残らず歸村して、はじめて安堵なしたる後、示談全たく整ひて十一月五日、郡長吉見氏も上芝村の宴席に望み、和解條約書の添削等もありて、淨書捺も滞はりなく萬々無事に済みたれば、これより祝宴の杯きを飛せ、皆心よく熟醉せしが、此とき大惣代眞鹽紋彌は席上に一詩を作り、郡長へ呈されし其詩に曰く、

「天有陰晴二人賊忠。一端一緒何窮。逆流動石。白川水。怒拂推松。黑髮風。物意氣消。秋氣霽。人情水解巷論空。此融此和君知否。衆仰榛山不轉倒。」

深き故意のある事は人みな誰も知らざれば、衆庶興を盡して當日は退散したりけれ。

恠て双方の和解整ひ、約定書を取替せし上一同連署なして、是まで松の澤村より部分木とて育成せし木品願ひ下げの義を縣廳へ捧げしが、其儘にして何日を經ても可否の指令あらざるうち、松の澤村の者どもは上芝村にて取結び約定を違變して、破約にせんと寄々に相談なして、四五人の總代人は東京に出で、當時免許代言にて有名山下知行氏へ、この約定破約の事を委任せしに、同氏も見込とするところありたる故にや、承諾して遂に總理の代言人となり、破約の掛合に及びたるは、抑もまた他に故障ありて斯る違約を言出たるとの一説もあるなるが、その虚實の如何は知らねど、暫らくその聞得しまゝを茲に説出して記さんに、那の大總代眞鹽紋彌に紋の助といふ一子ありて、往年松の澤村の柏木長兵衛の娘おとらといふを娶りつゝ、紋の助の妻となし中睦ましく暮せしに、このたび中野原野の騒ぎより松の澤村の者といへば愈敵視する間となり、おとらは千々に心を苦しめ、夫の詞をよしとすれば父の身を案じられ、父の事を思ひはかれば舅姑の意に背く。恩と義理との二道に、解けぬ思ひの奥底も、嫁入り來し上は善惡とも夫に附が道ならんと、此騒ぎの出來し後は實家へとは便りもせず、たゞ此上は神佛の力をかりて、騒動のおだやかをこそ祈るなる、嫁が心はかくありと知らねば、紋彌が妻おてふは或日夫に對ひ、中野原野秣場へ松の澤村から標杭を建たるよりして今度のもつれ、アノ村でこれ等の事を指揮なすのは嫁おとらが實父の長兵衛なるべし。義理ある中を思ふならば、一應は懸合て其上事を、爲すべきに、我まゝなる振舞は聲や娘へ人情を知らぬ男と、女氣の狭き意見に紋彌は微笑み、女の愚痴を心では、そんな了簡も出るであ

らう、長兵衛とても松の澤で人に知られた數代の農家、また一村の爲とあらば身を碎いても盡すが道、娘や婢の縁にひかれ大事を洩すは男でなし。己も今度の一件は前から知つては居たけれど、其方をはじめ紋の助にまで話させぬのは、もし萬一嫁の口から松の澤へ知れもしたなら、此分の言ぶんくちかれるのみならず、手を回して用意されては科ない者を科人にこしらへる場も出けやうかと、態と事の起る迄一家の者にも陰した位、長兵衛が告げぬのは流石に惣代に選まれる男だけと感心すると、夫の詞におてふも合點し、然うして今度の一條はお前の氣では何うなると決心をしてござんすと尋る。紋彌は四邊を見廻し、抑も今度大勢が此の一件に及んだも、たゞ此儘に止れば、元々通り中野原野を秣場にしてお下さればよし、若し又ならぬと下々の情實を察しなき指令があらば、もうそれまで、身を犠牲に、妻子を棄て、家を棄ても請願の貫徹まではやつて見るとの決死體に、妻おてふも平常の氣質を知つたれば、止めもならず今さらに胸を痛める折からに、イヤその御決心惡しかりなると、聲を懸けて次の間より立出る紋の助、父の傍にすり倚つて、今一室にて承たまはれば、父上には此度の一揆に等しき疎暴の舉を道理なりと思されて、身を犠牲に、中野原野を秣場になすまで心撓まじと御決心あつたのよし、不肖なれど紋の助が熟慮を施しますに、如何にも六十餘村の者が數百年以前より慣習せし那の原野を、一時に松の澤へ部分木育成の許可ありしを依怙の沙汰よと思ひ僻め、斯る騒ぎに至りしならんが、これは小前の水呑の無智頑蒙の者ならば、時世の洞勢、天下の事情に暗きが爲に方向を誤る輩と見做しもせんが、西群馬の其うちに、三ツ寺村の眞鹽紋彌、福島村の青木龜吉と人も知つたる御身にして、頑民輩に説諭もせず、己れも同じく竹槍席旗の中に群して強願の後楯となり、政府の

意に背かんとする御所業は、近頃父にも似合しからず。元よりその身を犠牲とし、衆庶が爲に力を盡すは、そりや義によつてあるならひ、那の下總の宗吾が如きその國政の苛酷壓制、佐倉領人民のため單身事に干渉しは如何にも義民と稱せんが、私しの勝手をいひ立て義舉なりとして、大勢にて上へ迫るは不義の一揆、箇程の事は紋の助が申さずとても御承知あるべし。何卒無智の徒輩へはお説諭あつて、穩便に請願なして、不義の名を末世に残さぬ御賢慮を偏に願ひ奉ると、理非明白なる倅が諷諫、元より腹には心得たる父は面を和らげて、負ふた子に教へられ淺瀬を渡る世の譬諭、其方が今の一言、紋彌が迷雲忽ち霽れたり。過てりく、このうへは集合せし頑民輩へ説諭し、及ぶまでは盡力せん。心易く思はれよと父が辭に紋の助は舌長に申し出たる諫言をお用ひ下さるゝは、眞鹽の家名へ御孝養忝けなく存すると、己が居室へと歸りしが、恠て翌日主個紋彌は説諭の爲とて出行しを、眞實と思へば紋の助も太く歡び、其身もともに集合なす場所に至り（當時はまだ原野に集合中）、父とともに説諭せんと、我家を出て趣く途中、或村外れの野小家にて、眞鹽といふ聲を聞得しかば、何事やらんと密に立寄り、覆ふ筵の戸に添て、内の動靜を立聞くに、二三人の百姓が寒きを凌ぐ炎火に暖り、秣場騒ぎの高話しも聞人ありとは毫知らず、己が勝手を饒舌るなかに、一人の男は小聲になり、ナントお前がた、眞鹽の旦那が今朝集合所へお出なさつた話を聞いたか。知らぬとあれば話さうが、これまで私等の爲に色々心配をして下さつた今度の事も、兎も角アノ原野へ集合と言はしやつた位じやに、今朝金太驛の梅村傳七さまや、菅谷村の松本泰二さまへ仰るには、何でも今度のことは大勢立寄つては悪いから、己一人で引受願ひ出るによつて、一ト先づ食は引拂へと以ての外の論し方は、何うい

ふ譯やら分らねど、玆まで大勢押かけてすご／＼歸ることは出来ぬと、福島村の青木さんが意地張つてのお話ゆゑ、一統その氣で中々動かず。

この上は眞鹽さんを總代に頼みはせぬ、是非舊區長の下村さんへ直接談判して生死の二ツと、今日翌日のうち西明屋村にゆき、濱川村の道場へ集る積りになつたといふが、今迄尻を押へた人が、今日になつて臆病風で止めると言つてござらつしやる腹のなが分らないが、今も大勢の察しでは、あの眞鹽の若旦那紋の助さまが嫁御といふは、松の澤村の柏木長兵衛が娘ゆゑ、嫁の縁から柏木が頼みに來たゆゑ、紋彌さまも子の可愛さに今度の事をこまかす積りで、引上げいと言つしやるかも知れないと六十ヶ村の評判だが、アノ位の學者でも子の恩愛は違つたものだ。しかし己らも女房子が可愛いからのこの騒ぎ、何でも圓く元々通り秣場になりさへすりや、命を的に、生活に持つ鋤鎌をふりまはし、南瓜や西瓜をうつのと違ひ、強さうな人間に對ひ度はないが、是も活斗の種から起た喧嘩に花が咲くのであらう。頼みに思ふ眞鹽の旦那がアンナ二股根生では、この末が案じらるゝと話しの折から、吹きおろす風に燃えたる火を消せば話しも消えて各／＼は、右と左へ行あとに紋の助は小首を傾け暫時思案の體なりしが、何か心に點頭て、集合所へは至らずして道引きかへし、三ツ寺村の棲居へとこそ歸りけれ。(東西、これより繪やうに現はせし紋の助が縁きより、いよく松の澤村破約の一條、本年(十四年の暴舉に至る珍説、奇談、不日二編の發兌をまちて御愛讀あらん事を乞ふ。

蓆簾群馬嘶 初編 終

蓆簾群馬嘶 第二編

序

我が京文社の軍師と頼む雜賀盟兄は、合巻の趣向に富んで、謀を帷幕の中に非して机上に廻す筆才子、賣勝事を千里の外にし、毎々おそろ感腹な中に、取分け此度の蓆簾てふ商旗をば、金松堂の店頭に翻したる初編の出陣、たゞ一戦に數萬冊を賣捌きたる群馬嘶、勝誇りたる筆に任せ此機を外さず賣出せと、畫工、筆耕、摺工の諸勢を揃へて二編の出版、製本美々敷武者振は、實にや旭の登るが如き味方の銳氣に乘地になり、陣笠首をツン出して、此端書に凱歌上る。

明治十四年四月下旬

いろは新聞の

伊東塘橋誌

巻の上

仙臺の林子平氏が著述れし父兄訓に、子弟は孝悌、忠愼を土臺にして義理と耻とを専らとするやうに育つべし。孝悌忠愼ならざれば人道立たず、一身修らざるなり。義理と耻とを専らとせざれば、身持見苦しく萬事手前勝手のみ致すなり云々と。寔にや義理と耻を思はざれば、嘲笑を後世に遺す事あり慎むべし。されば前編に解きたるごとく眞鹽紋の助は、不圖も村外れにてはなすは正しく父が噂に、耳をそばたて能聞け

ば、其身が柏木長兵衛が娘おとらを嫁にせしゆゑ、父紋彌も愛に溺れ今度の舉動を鎮めしと、善惡なき口に言ひはやすを聞より堪らず、寄合所へ至らずして道引帰し、我家に帰り、己が居室へ鬱々として座に直ればそれとは、知らぬ嫁おとら、思ひしよりはお疾いお帰り、見ればお顔の色も悪し、お心持は如何にやと案じる風情に、紋の助はおとらに對ひ詞を更め、二世を誓ひし三々九度、友白髪まで添遂んと互にかはらぬ心底なれど、離れにやならぬ事となりしぞ。サ、その駭きは道理至極、今某がいふ事を心鎮めてよく聴ねと、今度株場の一條より松の澤村とは軋然し事、またその事にて父紋彌へ諷諭しに、今日百姓が説にしかくとの話あり。これによつて勘考見れば卿をわが家に置ときは、風説の如く眞鹽紋彌は子の愛着と嫁の縁に曳かされての諫めよと、理非辨まへぬ小前の者が説ありては、我々親子が志操もみな盡断。故ゆゑに卿を離縁し、子の愛着や嫁の縁に曳かされしといふ世の疑惑を解かねば、多くの村々へ眞鹽一家の濟義義理、玆を思うて科なき郷を去らねばならぬ爲儀となつたり。然し今度の紛紜さへ解けなば直に呼戻し、玉椿の八千代まで契はかはらぬ夫婦ぞと、思ひがけなき紋の助が詞に、おとらは返辭さへ哭より外の事なけれど、繹をわけたる夫の詞に、詮方涙にくれかゝる。空も曇をもよふして、降かゝりたる四つの袖、晴間はあらぬ風情なり。かくて紋の助は義理と孝とに妻おとらを離別の事に決しつゝ、當夜母にも告げずして、三行半の離縁狀添へ松の澤村へ送りやりしが、おとらが父長兵衛といふは頑固一遍の男なれば、紋の助に離れしとて娘おとらが帰りを、聞くより憤然怒りに堪兼、翌る日を待つて宮寺村の眞鹽方へ駈付て、何科あつて娘おとらを斷りもなく離つたのぢや、多分これも株場部分木を根に以て、罪ない嫁を追出したのか。夫なら無事に受取

らうが他に難癖つけたとて容易にウンとは承知せぬと、青筋立てゝの腹立に、紋彌ははじめて紋の助が嫁を離つたを聞知りしが、必定今度の一件に彼是村で評判をするゆゑ、平常の氣質一徹に離縁致せしものならんと察しやれどもそれとは言はず、己が妻を已に去りしは親とて強て止めはできず、たゞ其許が娘御の行届かぬと思はれよと言放されて、長兵衛は二言ともなく席を跳立てゝ帰りしよりは、只顧に眞鹽親子を憎みしが、扱こそ今度山下へ破約の事を談ぜしも、長兵衛が先に立ち取計らひしものなりしと。紹前齣復説松の澤村より破約の事を依頼されし山下知行は、これを承諾ひ、中野原野へ部分木を植付んことを掛合ひ、條約異變に及びしかば、眞鹽紋彌はじめ青木龜七、梅村傳七、松本泰三、町田狂作、反町喜平太、森山武右衛門等の惣代集合なし、區長へ歎願書を出さんとするうち、本年一月十五日郡役所よりの達しに、該株場は官有地につき明治十四年より税金上納に及ばず、且借用致し度き村々は、拜借料金額を記載のうへ願ひ出べき旨とありしゆゑ、則ち拜借願書として差出さんと、夫々にしたゝめて惣代のうちより松本泰三、町田狂作の兩人は前橋に至り、縣廳へ願書を差出し、本町の上州屋に宿を占め、指令のあるを待たる徒然、或夜二人は同地の遊廓東金樓に登りつゝ、狂作、梅ヶ枝泰三はおしかと言へる娼妓を相敵として、一夜の春を玆に買ひしが原因にて、深くもこの娼妓に嵌り、宿に寢夜は偶々なるも、泰三が敵妓なるおしかと言ふは、海に千年川に千年、甲羅の生えし莫逆的ゆゑ、面白笑しく釣寄せて鼻毛を抜き兼て、同地の破落戸なる野暴しの仙吉といふ情夫に残らず入れあげしが、或日おしかは泰三が熟醉なしたる隙をうかどひ、廊下へ出れば仙吉がおしかくと小聲で呼び、今朝手紙にて頼んでよこした金は何したと耳囁けば、その金は今客人が寢入つてゐる間

に盗み出し、裏の切戸を抜けて出るからお前も早くその用意を、オ、合點だと右左り、別れて奥と表口、謀し合せて行きたる後に、おしかは前後正體なく酔倒れたる泰三が懷中索つて取出す紙幣入、莞爾微笑、身支度なし、密と拔出す庭の面飛石つたひ、裏塀の切戸を開き立出しは知るもの絶えてなかりしとぞ。

卷の中

「泥棒が這入つたぞ」と泰三が喧く高聲に、乾婆は元より、若い者狂作も駭いて泰三が臥床に來り、仔細を聞に、懷中へ寢ても放さず納めたる紙幣入の中の七十圓、紙幣入ともに紛失したと青くなつて話すにぞ、僉一同吃驚せしが、去にてもおしかはさんは何處へ往つたと梅ヶ枝の怪しむ詞に泰三は成ほど夜央に出たつきり今朝まで來ぬは何うしたか探せ」と腹立聲、乾婆少女が其處此處と、索せど知れぬのみならず、裏の切戸の開しは不審。倘やアノ女が枕索しをといふうち、開いたる裏口より入來る巡查が該家の亭主に、何事なるか高聲に騒ぐは何にぞと尋ねられ、つゝみもならねば云々と動靜を話せば、巡查は礫と膝をたゝいて、扱こそく夕宵某この處を巡回の折柄、十二時過とも覺しきが、此裏塀に伺がう者あり、何奴と尋ねしに、この家の者にて今内より出る女を待者といふうち、内より出たる婦人がお待どふとも聲かけて、連立行くは尙更不審と、拘引せんと思ひし間に、逸足疾くその男女は走り去りて蹀躞を知らず其婦人こそ客の金を盗みし賊に相違あらじ。當家の女に誰にても、昨夜出たる者ありやと尋ねしに、尙更亭主は驚き、おしかといへる娼妓の逃げしが、那の女には野暴しと結號のある破落戸仙吉といふ兇漢を兼て情夫にしておれば、その男こそ仙吉にて、全たくお客の紙

幣を盗み遁げたるものに相違なしと判りし故、泰三も今更事をあらだてなば、大事の前の小事なりと町田が詞に實にもと思ひ、夫と届けをなしたるうへ、各々旅宿へ帰りが、話説兩途仙吉おしかは、満間と東金樓を拔出し、七十圓の金もあれば當分難儀はあらねども見咎められては大變ゆゑ、遠く走つて見やうより、暫らく近くに隠れるが却つて足もつくまいと、仙吉が塞の目社會、元當地の土族にて今は屁ッ鐙代言をする山田難作といふものが、城下外れの怪しの場所に住居なすを知つたれば、仙吉はおしかを伴ひ該家に落着き、二三圓の金を山田に與へしかば、一度の飯も碌に食はぬ難作野郎は大喜悅、二言ともなく承知して兩人を潛伏置たれば、その筋の搜索にも洩れしは、世にいふ燈臺の其下暗き例しならん歟。扱も眞鹽紋彌は町田松本の兩人に願書を齎し縣廳へ出せしが、日を経て便りなきゆゑ、縣廳の動靜如何を聞合せんと來りしに、當日は適度東金樓の騒ぎの翌日にてありしゆゑ、何となく落着かねば、紋彌も二人が動止を不審と嚴しく問はれて包みもならず、不品行を詫び、向後は決して遊所へ立入るまじと悔悟の態に紋彌は點頭き苟にも人の上に立、殊には大勢の惣代にて縣廳への歎願人が斯る不品行極まつたる所業があつては目的の願意徹せぬのみならず、庶人の信じを失する道理、ゆめ／＼慎み玉へかしと言はれて兩人は太く恥入り、後悔面に現はれしかば、是より眞鹽も同家にとゞまり、日々縣廳へ出張して指令のある日を待居たり。技にまた仙吉は密に菅谷村に至りつゝ村の者が集會ふ居酒屋に腰うち懸け、前橋の話などして泰三、狂作の兩人が娼妓に嵌り現となり、金を取られた事までも、尾に尾を添へて話せしかば、聞入る一同駭きし中に、泰三が妻おかくの弟武作は仰天して立歸つて、云々と姉のおかくに物語り、捨ておいては兄貴の爲にならぬは固より、村中へ

も濟まぬ義理ゆゑ、狂作殿の姉御とともく相談して迎へて來るが上分別と、正直一圖の兄思ひ、おかくは忽ち嫉妬のもやくや、そのまゝ我家を立出でて井野村の町田に至り、狂作が妻おしんに此の仔細を話せしに、是も愴氣に取逆上せ、人にも告げず二人の女は後を弟に頼み置、車を急がせ前橋の下宿をさして趣むきぬ。泰三、狂作の兩人は紋彌が來りし其以來は、決して遊所へ立入らず、謹直に宿に在つて、紋彌ともく向後の村の處置を談じなどして、更に以前に變らねば紋彌も喜び居たりしが、泰三は腹のうちに小鹿を思ふゆゑ、何時か見認し折あらば引捕へて辛き目見せんと、道を往にも油斷せず、似たる婦女を見る時は、廻り道して其者の家を索ねて行ほどなれば、心に油斷せざりしうち、或日黄昏人顔も定かに別らぬ本町の、養生堂といふ藥舖へ這入りし女の面影は、正しくおしかに相違なければ、足を急がせ藥舖に至り、能く見るに是ぞ尋ぬるおしかなれば、該藥舖より出るを待ち、行かんとするを引止め、おしか己を見忘れたかと聲かけられて女は吃驚。オヤと言ひつゝ逃げんとするを、ウヌ遁さうかと引とらへ、散々に打擲なせどおしかはもとより犯せし罪のあるなれば、お免されてと計りにて哭くより外もなき折から、追々人の集まれば泰三はおしかを引立近傍の鮎屋へ伴ひ、盗んだ金を何とした、都合よく戻せばよし、實をはかねば、是より直に警察所へ連て行くと威しかけて尋ぬれば、おしかはわざとしはれながら、實は仙吉といふ破落戸に嵌されて、濟まぬ事だが貴君の金を盗み出し、東金樓を逃け出し知己の方へ往た其夜、仙吉はその金を持たるまゝにて飛び出し、今漂浪も知れざれば途方にくれて宿所も定めず、ある朋友を漸と頼み食客になつて居れば、貴君の罰か頃日は節々が痛むゆゑ、藥を買はんと茲へ來て見認られたもこれ天命。妾は疾から自

首する覺悟、この上は貴郎の存ぶん、たゞお情には妾が自首した事にしておされと、勤めになれた空涙、ジロリと泰三を見やる眼も、情通はす下等、松本は烈火の如く腹は立つたが、思ひ出す閨の睦みのおしかが手練忘れられねば、又そゝろに動く心を見て取りしおしかは、疾くも這入りし折すし屋へそれと頼みしか、運ぶ酒肴にさし盃。エ、籠棒な、この中で酒など飲めるものかとはと、怒るその手をじつと取り、そのお怒りはお道理ながら、妾が言ごと一通りマアお聞下さいと、無理につぐ酒呑みもせず、グツと一トはし又一ツと、久しぶりなる婀娜ものが酌に、早晩松本は怒りも解けて、情談に浮す話しの手が障り、足が障りてその道にはぬからぬおしかが待遇に泰三は前後も忘れおしかをグツト引寄せれば、アレ徳利がといふあとと須臾詞も吐繼たり。いつの間にか忍びけん、間男見認けた動くなとをとり出たる仙吉が、出刃庖丁を振廻し、泰三が襟髪つかみ小鹿が帯を踏み、おさへるこの權幕に泰三はたゞ茫然たるばかりなり。

卷の下

登時野暴仙吉は尻引きまぐつて大胡座、泰三をジロリと見やり、「おれが嬌アを斷りなく抱いて寝るからには、命はもとより覺悟であらう。言度事があるならば、何なり吐かして兩人とも觀念しろ」と取出す煙管烟草スへく白眼まはす最恐ろしき權幕に、怖としたれど泰三は弱身を見せじと身構へし、「お前の女房か知らないが、東金樓の娼妓おしか、金錢づくの買馴染、殊に先頃東金樓で七十圓の紙幣を盗み逃げた婦女の亭主とあれば、お前の方に言分なくとも此方に言分ある女」といふをおしかは聞き咎め、イヤ泰さん、今聞いて居りや妾が金を盗んだ。へ、人

ツケお巫山戯なはん。賤しい娼妓はして居ても、人の金を盗るやうなまだ者碌はしまへんよ。アノ晩妾に金が入ると頼んだとき、お前はんが七十圓を呉れたから近頃にない上客と、否々艶言の一ツも言つて、二度まで床を動めたるうへ、妾は當夜東金樓を遁げたに違ひは有りまへんが、紙幣を盗んだ覺へはなし。今宵も否といふものを、無理に勤めて連れあがり、酒に酔はせて主あるこの身を、よく自由にしなすつた。サア仙さんの顔の立つやう、妾に覆せた濡衣のはれるやうにしてお呉なさいと、豫て謀し合せしものか、俄に變るおしかゞ形相、仙吉は泰三が尙勢よく出るならば、切つけもせん動靜なれば、泰三は悔しさと腹立しきに堪らねど、じつと耐へておしかに對ひ、「宵に捕へたその時に其筋へ引渡さず、斯宅へ連込んで酒から狂ふ意の駒、弛めた手綱が身の錯誤。今この場にて何のやうな譯を饒舌るも詮ない事。いでこの上は警察署へうち連行きて黑白をつけん」と、立上るを仙吉は押とどめ、「どつこい／＼その手は喰ねへ。警察署と威しつけ逃げやうとしても逃がしやしねえ。其方とおしかのその間に金の貸借があらうとも、今ぢやア己が女房と姦通をするからにや、汝を殺して自首するのだ。覺悟をしろ」と立かゝる。斯る處へ狂作は、泰三が急相かへ出でしまゝ帰らねば、何した事かと案じながら通りかゝりし鮎屋の二階、泰三が聲の聞ゆるにぞ、上つて見ればこの體に駭き双方をおしなだめ、段々様子を聞糺すに、全たく仙吉おしかの兩人に欺られしと判りしも、業あらだてゝは數願の事件に響きて爲惡からん一口ものに頬を焼く比喩にかゝりし不覺と飽らめ、七十圓の一件はおしかに遣つた事にして、此場は無事に済すが宜と、狂作はくれ／＼も泰三を有つゝ、仙吉おしかにこの後は七十圓の事につき彼は此方も言はぬから、お前の方も今夜の事此儘済すが爲めでも有らうと、話すは兩人が

思ふ坪。甘くいつたと思へども、色にも出さず狂作が辭にまかせて、後日のため異論ないとの證書を受取、城下外れの隠れ家へ歸りし後にて、兩人も旅宿へ歸れど、今夜の事は紋彌へも話されず、馬鹿／＼しさに癡酒をとり寄せ漸やく眠りについたるが、拂曉方とも思ふ時、モシ／＼貴下方に會ひたいとお女中がお出ですと下女が詞に又吃驚。南無三おしかが來たのであらう。不在と云へ／＼と蒲團を被るその處へ、ツカ／＼入來る兩女こそ、おしかにあらで在所に遣りし女房兩人が來りしなれば、これはとばかり再度吃驚。何うして茲へと云せも果す、泰三さんか、お前はなと、おかく、おしんは各自の本夫を捕へ諫言に、一言半句の辭もなく、穴へも入りたき心地して、勘忍せよと詫入る騒ぎが下の座敷が騒騒しいは何事なるやと、二階から下りる紋彌がこの體見るより、兩婦を鎮め制して、不圖した酒興で先頃は二、三度遊所へ行かれた動靜だが、その後は私も來て不品行な事のないは萬々承知してゐるから、そんなに案じる事はない。夫をそんなに大業に言觸すのは、松の澤から人を廻して、惣代と小前の間を引裂く分別、必ず人の評判ほど案じた譯ではないほどに、兩婦ともに安心なさいと、眞鹽が詞に兩人の婦女はやゝ落つきで、くれ／＼も亭主を諫めて、翌日は各自歸村をしたりける。茲にまた仙吉は不圖賭博の筵にうち勝ち、二百ばかりの金をメめ、これにて牛肉の店をひらき、また東金樓へ掛合で、七十圓の一件は泰三よりの證書を見せ、おしかの身受を談ぜしに、相敵が名代の兇漢なれば、東金樓でも彼此云はず、おしかを軽く手放し遣りしが、これより後は仙吉の女房となり暮せしが、日毎に客の足も繁く、可成賑ふ店となりしに、那の山田難作は仙吉おしかの兩人をしばらく潛伏置いたるゆゑ、是を云ひ立て折と來り酒食をなして借倒すも、二度や三度は貸しもせしが、後は己が朋